永 田 憲 史

目 次

- 1 いじめ防止対策推進法の重大事態とガイドライン
- 2 「はじめに」
- 3 「第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢」(以上70巻6号)
- 4 「第2 重大事態を把握する端緒」
- 5 「第3 重大事態の発生報告」(以上71巻2号)
- 6 「第4 調査組織の設置」(71巻3号)
- 7 「第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等」
 第1項~第6項④ (71巻4号)
 第6項⑤~第13項 (71巻5号)
- 8 「第6 調査の実施」
 - 第1項~第8項(71巻6号)
 - 第9項~第12項(72巻1号)
- 9 「第7 調査結果の説明·公表」 第1項~第4項(72巻2号)
 - 第5項~第10項(本号)
- 10 「第8 個人情報の保護」
- 11 「第9 調査結果を踏まえた対応 |
- 12 「第10 地方公共団体の長等による再調査」

9 「第7 調査結果の説明・公表」(承前)

[第5項]

○ 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を 説明すること。また、加害者側への情報提供に係る方針について、被 害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供 を実施すること。 本項第2文は、第7第9項第1文とほぼ同内容である。 本項は、第5第6項⑥の内容と関連している。

◇被害児童生徒等への調査結果の説明

本項第1文は、事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒等に調査結果を 説明することを求める。

第5第6項⑥第1点目は、「調査結果(調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。)の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。」とする。

本項第1文が述べる「事前に説明した方針」とは、第5第6項⑥第1点目が 規定する説明において、どのような内容を提供するのかという方針を示してい る。

法28条2項は、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」として情報提供義務を規定する。

平成25年(2013年)6月19日の衆議院文部科学委員会におけるいじめ防止対策推進法案に対する附帯決議四¹⁾も、被害児童生徒等に対する適切な情報提供を求めている。

本項は、法28条2項の情報提供義務を注意的に規定するものである。

法28条2項は、調査の主体となった学校の設置者又は学校が情報提供の義務を負うとする。もっとも、通常、調査を実施した調査組織が調査結果や情報提供の内容を最もよく理解しているであろうから、調査組織が被害児童生徒等に対して調査結果の説明を行うべきである。本項第1文は、説明の主体について明示していないが、以上の理由から、説明の主体は調査組織と解すべきである。

^{1) 「}いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。」

◇加害児童生徒等への調査結果の説明

本項第2文は、加害児童生徒側への情報提供に係る方針について、被害児童 生徒等に改めて確認した後、加害児童生徒側に対する情報提供を実施すること を求めている。

第7第9項第1文は、「学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に 説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関 係について説明を行うこと。」として、本項第2文とほぼ同内容を規定してい る。

第5第6項⑥第5点目は、「加害者に対する調査結果の説明の方法について、 可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。」とする。

このように、学校の設置者等は、加害児童生徒等に対する調査結果の説明方法及び方針について、調査開始前に被害児童生徒等の同意を得るとともに、調査結果のとりまとめ後に改めて確認した上で、加害児童生徒等に対して情報提供を行うことが求められている。

これは、調査開始前の説明事項の説明の際に、加害児童生徒等に対する調査結果の説明方法について、被害児童生徒等の同意が予め得られていても、調査の経過及び結果によっては、加害児童生徒等に対する調査結果の説明の方法を変更せざるを得ないことも想定されるためである。例えば、調査の結果、調査開始前には想定されていなかった被害児童生徒等の名誉やプライヴァシーの侵害が確認され、その点に関して、加害児童生徒等に説明してもよいか、説明するとしてどの程度説明するのか等について被害児童生徒等と協議し、新たに同意を得る必要が生じることもある。

そのため、本項は、加害児童生徒等への情報提供に係る方針について、改めて確認して、被害児童生徒等との無用のトラブルが生じることを回避するよう求めている。

本項第2文は、説明の主体について明示していないが、被害児童生徒等に対する説明と同様に、説明の主体は調査組織と解すべきである。

[第6項]

(調査結果の公表、公表の方法等の確認)

○ いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。

本項は、第1第6項、第5第8項、第7第7項、第8項、第8第1項、第2項の内容と関連している。

◇調査結果の公表とその意義

本項第1文は、いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者等として、事案の内容及び重大性、被害児童生徒等の意向、並びに公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとする。

本項第2文は、学校の設置者等が被害児童生徒等に対して、公表の方針について説明を行うことを求める。

第7第7項は、「調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。」とする。

本項以下で用いられる「公表」は、第7第3項~第5項が規定する「説明」とは、区別して用いられている。「公表」は、情報を伝達する対象として不特定又は多数を想定しているのに対し、「説明」は、その対象として被害児童生徒等及び加害児童生徒等のみを予定している²⁾。それゆえ、「公表」は情報公

²⁾ 第7第8項も「説明」という文言を用いているものの、この「説明」は日常用語としてのものであり、情報伝達を意味していると解される。また、第7第9項、第10項は、他の児童生徒及び保護者に対する「公表」の場面で「説明」という文言を用いており、「公表」と「説明」の概念が必ずしも使い分けられていない箇所がある。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説 (9) 開、「説明」は情報開示の意味で用いられており、それぞれ、個人情報をどの

程度伝達できるか、伝達すべきであるのか異なることとなる。

法28条1項柱書は、重大事態に対処するため及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために調査を行うとしているところ、調査結果の公表は、そのいずれにも役立つ。そのため、その公表の意義は大きい。

例えば、いじめの被害や教職員の対応の問題性が明らかにされ、被害児童生徒に責められるところがないことが伝えられることによって、被害児童生徒の名誉が回復されることが考えられる。また、被害児童生徒が傷付けられ、ケアが必要であることが教職員並びに他の児童生徒及びその保護者らに理解されることによって、被害児童生徒が不用意に傷付けられることが減少したり、ケアの効果が高まったりすることが期待される。さらに、加害児童生徒や教職員のみならず、他の児童生徒及びその保護者の意識がいじめを行ってはならないとの方向に変化することにより、被害児童生徒が加害児童生徒又は他の児童生徒から新たないじめ被害に遭いにくくなり、仮にいじめが発生しても迅速かつ適切な措置が執られるようになることが考えられる。このように、調査結果の公表により、周囲の理解が進んで、重大事態への対処が円滑に行われるという効果が期待される。

他の児童生徒及びその保護者の意識がいじめを行ってはならないとの方向に変化することは、被害児童生徒のみならず、他の児童生徒がいじめの被害に遭うことを減らすことをもたらし、仮にいじめが発生しても迅速かつ適切な措置が執られるようになりうる。また、教職員がいじめの発見に敏感になったり、いじめに対する措置が迅速かつ適切に行われるようになったりする可能性がある。このように、調査結果の公表により、学校に関係する多くの人の意識がよい方向に変化して、同種の事態の発生の防止が図られるという効果が期待される。

◇調査結果の公表の判断

もっとも、本項第1文は、調査結果について、特段の支障がなければ公表す

- 5 - (577)

ることが望ましいとしつつも、公表するか否かは、事案の内容及び重大性、被 害児童生徒等の意向、並びに公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘 案して、適切に判断するとしている。

調査結果を公表するか否か判断するのは、本項第1文が示すように、調査組織を設置した学校の設置者等である。調査結果について熟知しているのは調査組織であり、公表した場合の問題点についてもよく理解しているであろうから、学校の設置者等は調査組織の意見も聴いて公表するか否かを判断すべきである。

本項第1文は、公表するか否かの判断に当たって、事案の内容及び重大性等の考慮要素を挙げている。一般に、事案が重大であればあるほど、公表すべきである。一方で、他の児童生徒への悪い影響が取り返しがつかないほど大きく及ぶ高度の蓋然性が存在する場合には、公表を控えなければならない場面もあるかもしれない。

公表するか否かの判断において、最も重視されなければならないのは、本項第1文も考慮要素として挙げている被害児童生徒等の意向である。いじめ被害に関わる情報は、多くの場合、被害児童生徒等をはじめとする関係者の名誉やプライヴァシーに関わる機微なものを大量に含んでいる。それゆえに、調査結果を、とりわけその全てを公表することにより、関係者の名誉やプライヴァシーが侵害されるだけでなく、様々な影響が生じ、かえって、法28条1項柱書が目指す重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止が遠のくことも生じかねない。通例、その影響や結果を最も大きく受けるのは、被害児童生徒である。それゆえ、公表するか否かを判断するに当たっては、被害児童生徒等の意向が最も重視されなければならない。

また、同様の理由から、公表するとしても、どのような方法で、どのような情報を公表するのかについても、被害児童生徒等の意向が最も重視されなければならない(第7第8項の解説参照)。第7第8項第1文は、「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。」と規定する。

自殺事案を念頭に置いた調査開始前の外部への説明の場面では、第5第8項

が「記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えること(配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努めること。)。事前に説明等が行われない場合、遺族は内容を報道等で先に知ることとなり、それが遺族が学校等に対して不信を抱く原因となることを、学校の設置者及び学校は理解する必要がある。」として、被害児童生徒の遺族に事前に外部への説明内容を伝えるように求めている。

基本方針第 2 4 (1) i) ⑤ イ) (自殺の背景調査における留意事項) 第 2 段 落第 4 項 3 は、自殺事案において、この点について、できる限り、遺族と合意しておくことが必要であるとしている。

上述のように、いじめに関わる情報が名誉やプライヴァシーに関わる機微なものを大量に含んでいることからすれば、自殺事案に限らず、また、調査開始前に限らず、調査結果の公表の場面においても、こうした手順を踏むことは必要であり、さらに言えば、被害児童生徒等へ伝えるだけでなく、被害児童生徒等の同意を必ず得ておかなければならない(第5第8項の解説参照)。

◇調査結果の公表の判断と被害児童生徒等の了承

問題となるのは、被害児童生徒等の了承がない場合に、とりわけ被害児童生徒等が調査結果の公表に反対しているときに、公表することが許されるかということである。

被害児童生徒等が調査結果の公表を拒否する場合として、以下のものが考えられる。

第一に、被害児童生徒等が調査自体、例えば、調査組織の委員の構成又は調査の手続若しくは内容に問題があると考え、調査結果に納得していない場合が想定される。このように、被害児童生徒等から見て、適式な手続の下で事実関

^{3) 「○} 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。」

係の明確化が果たされたとは言えない場合に、被害児童生徒等の意向に反して調査結果を公表すれば、被害児童生徒等の不信感を一層募らせることになる。また、公表された調査結果が被害児童生徒等にとって不利益な形で事実と乖離しているにもかかわらず、その調査結果に基づいて、被害児童生徒等が中傷されたり、被害児童生徒がさらなるいじめ被害に遭ったりする可能性も生じる。これでは、法28条1項柱書が目指す重大事態への対処も、同種の事態の発生の防止も達成することができず、公表の意義が没却されてしまう。

しかも、被害児童生徒等が調査自体に問題があると考える場合、被害児童生徒等は各地方公共団体の長等に対して、調査結果についての調査(再調査)(法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項)を求めることが少なくない。再調査が実施されたときには、当初の調査組織の調査結果が否定されることもありうる。

第二に、調査結果の公表によって、被害児童生徒等の名誉又はプライヴァシーが侵害されたり、被害児童生徒が傷付いたりする場合が想定される(結果公表の際の個人情報保護については、第8第1項及び第2項の解説参照)。被害児童生徒が受けた被害の内容が名誉やプライヴァシーの侵害に直結するものであったり、被害児童生徒が抱える障害若しくは生きづらさ又は被害児童生徒の家庭環境がいじめの標的とされていたりしたとき等が考えられる。

こうした場合であっても、被害児童生徒等の名誉又はプライヴァシーに関わる部分を伏せる等の方法により、調査結果の全部の公開を避けることで対応できることもあろう。しかし、事案によっては、調査結果の一部を公表しないことで事案の概要が分かり難くなったり、誤解されやすくなったりすることもあり、調査結果を公表しないという選択をすることが望ましいときもありうる。

第三に、調査結果の公表によって、被害児童生徒の学校復帰又は学級復帰が 困難となり、学習権の侵害をより深刻なものにする場合が想定される。学校の 設置者等としては、他の児童生徒及びその保護者に調査結果を伝える等して、 学校復帰又は学級復帰が円滑に進むよう努力すべきであるが、他の児童生徒及 びその保護者や地域の状況によっては、調査結果を公表する意義が乏しかった 文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説 (9) り、公表することでかえって被害児童生徒の学校復帰又は学級復帰が困難となったりすることもありうる。

これらの場合をはじめとして、被害児童生徒等が調査結果の公表を了承していないときに、調査結果を公表すると、法28条1項が目指す重大事態への対処をなしえないどころか、逆に被害児童生徒の名誉、プライヴァシー又は学習権等を侵害することになってしまい、調査を実施した意義が失われてしまう。

第1第6項第4文も、「重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。」としており、被害児童生徒等の意向によって、調査結果を公表しないことを認めている。

それゆえ、被害児童生徒等の了承なく、調査結果を公表することは許されない。

逆に、被害児童生徒等が公表を求めているにもかかわらず、学校の設置者等が自己の不適切な対応が公的に認定されたことを明らかにしたくない等の理由で公表を拒否してはならない 4)。これでは、法28条 1 項柱書が目指す重大事態への対処も、同種の事態の発生の防止にも資することにならないためである。

〔第7項〕

○ 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特 段の支障がない限り公表することが望ましい。

本項は、第4第1項、第5第6項②、第7第6項の内容と関連している。

⁴⁾ 勝井ほか・小野田司会進行17頁 [木下裕一発言] は、加害児童生徒等の了承が必要であるとする。しかし、これでは、加害児童生徒等が反対すれば、公表できないこととなり、被害児童生徒等の名誉の回復ができないだけでなく、重大事態への対処や当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資することもできなくなり、法28条1項が求める調査の意義を失わせることとなるため、妥当ではない。一方、同17頁 [横山巌発言] は、再発防止の観点から、可能な限りの公表を求める。

◇調査組織の構成員の氏名公表

本項は、調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特 段の支障がない限り、公表することが望ましいとする。

第4第1項は、「調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。」とする。

基本方針第2 4(1)i)④第2段落⁵⁾、自殺事案に関して同第2 4(1)i) ⑤ イ)(自殺の背景調査における留意事項)第2段落第5項⁶⁾も、第4第1項 とほぼ同じ内容を規定する。

基本方針第2 4(1) i) ④第4段落⁷⁾も、調査組織の構成員に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、調査の公平性・中立性を確保する観点からの配慮に努めるよう求めている。

^{5) 「}この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。」

^{6) 「○} 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。」

^{7) 「}なお、この場合、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事 案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その 者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの 配慮に努めることが求められる。」

平成25年(2013年)6月19日の衆議院文部科学委員会におけるいじめ防止対策推進法案に対する附帯決議三⁸⁾と、同年6月20日の参議院文教科学委員会のいじめ防止対策推進法案に対する附帯決議六⁹⁾は、調査組織の公平性・中立性を確保するよう努めることを必要としている。

このように、調査及び調査組織には、公平性・中立性が求められ、調査組織の構成員には、第三者性が求められる(第4第1項の解説参照)。

また、調査組織の構成員には、いじめ事案の事実認定、分析、提言を専門的 見地から適正に行う専門的能力を有すること(専門性)が求められる(第4第 1項の解説参照)。

調査開始前や調査中の段階であれば、誰が調査に当たっているかを公表すると、調査が妨害されたり、干渉されたりする可能性がないわけではないだろうが、調査結果のとりまとめがなされた後であれば、調査組織の構成員の氏名を公表することに特段の支障があることは考え難い。

むしろ、調査を誰が担ったのか明らかにすることにより、調査組織を構成していた者が公平性・中立性及び専門性を有する者であったのかを誰もが確認することができるようになる。調査組織の構成員が公平性・中立性及び専門性を有することが確認されれば、調査の正当性や信頼性が高まることとなる。また、調査の担い手が調査結果のとりまとめ後に明示されることにより、調査が適式かつ適正に行われることを担保することにもなる。逆に言えば、そもそも、調査組織の構成員として氏名を公表できないような者は、調査を担うべきではない。

国の審査会や研究会等の委員については、氏名や所属を省庁のウェブサイト 等で公開することが通例となってきていることから、その氏名及び所属の情報

^{8) 「}本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の 組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験 を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。」

^{9) 「}本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の 組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験 を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。」

は、絶対的開示を定める行政機関の保有する情報の公開に関する法律¹⁰⁾ 5条1号¹¹⁾但書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たると解されている¹²⁾。重大事態の調査組織の委員についても、同様に絶対的開示の対象と考えるべきである(絶対的開示についての詳細は、第8第1項の解説参照)。

第5第6項②は、調査開始前の説明事項として、調査組織の構成員の公平 性・中立性が確保されていることを被害児童生徒等に対して説明することを求

¹⁰⁾ 平成11年法律第42号。

^{11) 「}行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第 2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人 等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第 140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第2条第1項に規定す る独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人 (地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方 独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合にお いて、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、 当該公務員等の職及び当該職務该行の内容に係る部分

¹²⁾ 高橋ほか編著279-280頁 [渡井理佳子]。

めている。すなわち、「被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらうこと。説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。」とする。

調査報告書においては、調査組織の構成員が第5第6項②の説明をどのように行ったのか、詳細に記述する必要があるから(第5第6項柱書の解説参照)、その記述において、調査組織の構成員の氏名等について示せばよい。もちろん、氏名のみでは、同姓同名の者との区別ができないから、氏名と併せて所属等も公表し、特定できるようにすべきである。

[第8項]

○ 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策(対応の方向性を含む)とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。

本項は、第5第8項、第7第6項、第8項、第8第1項、第2項の内容と関連している。

◇調査結果の公表の方法等

本項第1段落は、調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害

児童生徒等と確認することを求める。

いじめ被害に関わる情報は、多くの場合、被害児童生徒等をはじめとする関係者の名誉やプライヴァシーに関わる機微なものを大量に含んでいる。調査結果を、とりわけその全てを公表することにより、関係者の名誉やプライヴァシーが侵害されるだけでなく、様々な影響が生じ、かえって、法28条1項柱書が目指す重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止が遠のくことも生じかねない。通例、その影響や結果を最も大きく受けるのは、被害児童生徒である(第7第6項の解説参照)。

そのため、被害児童生徒等が調査結果の公表に反対せず、調査結果が公表されることとなった場合、学校の設置者等は、被害児童生徒等に対して、公表する方法、内容、配布資料等について説明や確認をするだけでなく、協議をして、了承を得る必要がある。

まず、調査結果の公表の方法については、全校集会や保護者会等における説明、記者会見、プレスリリースの発出、ウェブサイトにおける公表等がある。 いずれの方法をとるのか、被害児童生徒等と協議の上で決めておく必要がある。

第8第1項は、「調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。」とする。

一方、第8第2項は、「学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。学校の設置者及び学校として、『各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分』を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。」とする。法28条1項が目指す重大事態への対処のためにも、同種の事態の発生の防止のためにも、各地方公共団体の情報公開条例等の規定を踏まえて、被害児童生徒等の了承の範囲内でできる限り多くの情報を公表すべきである。

次に、公表の内容については、個人情報はもちろん、被害児童生徒等の名誉又はプライヴァシーに関する部分を公表の対象から外す等、調査結果の一部の公表を行わないようにすることが考えられる。この場合、正式の調査報告書とは別に公表版や概要版が作成されることもあるが、非公表の部分があることを明示するために、正式の調査報告書をマスキングする形で公表することが望ましい。もっとも、非公表とする部分の内容によっては、事案の全体像や問題点等が分かり難くなることもあるから、一定程度の補足説明を調査組織が作成して添付することを検討すべきである。

◇他の児童生徒又は保護者への説明

本項第2段落第1文は、調査結果を報道機関等の外部に公表する場合、他の 児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること を求める。

本項第2段落第2文は、学校の設置者等として、他の児童生徒又は保護者に対して、対応の方向性を含む再発防止策とともに自ら調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性があることを指摘する。

第7第10項が調査結果を報道機関等の外部に公表しない場合について規定しているのに対して、本項第2段落は調査結果を報道機関等の外部に公表する場合について規定している。

自殺事案についての基本方針第 2 4 (1) i) ⑤ イ) (自殺の背景調査における留意事項) 第 2 段落第 2 項 $^{13)}$ は、他の児童生徒及びその保護者に対するできる限りの配慮及び説明も求めている。

本項第2段落第1文の「報道機関等の外部」とは、被害児童生徒等、加害児童生徒等、他の児童生徒及びその保護者並びに学校の設置者等の教職員等の当該学校の関係者以外の者を意味し、報道機関のほか、地域住民等を言う。

本項第2段落第1文は、他の児童生徒又は保護者等に対するものとして、

13) 「○ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。』

「報告」の文言を用いているが、特定の機関や権限を有する者に対するもので はないから、単なる情報伝達の意味と解するべきである。

本項第2段落第2文が指摘するように、学校の設置者等として、調査結果、当該いじめ事案への対処の内容、再発防止策¹⁴⁾を自ら伝えなければならないのは、第一に、事実関係が正確に理解されず、他の児童生徒又は保護者の間において無用の憶測や事実に反する噂を生み、学校の設置者等に対する不信を生む可能性があるためである。基本方針第2 4(1)i)⑥第3段落¹⁵⁾もこの点を指摘する。また、加害児童生徒等が自らの責任追及を免れる等のために、近しい児童生徒や保護者らとともに被害児童生徒等を貶める嘘を口頭又はインターネット上で拡散することも見受けられるところである。

第二に、そのような憶測や事実に反する噂が被害児童生徒等をさらに傷付け、 重大事態への対処を困難にする可能性が少なくないから、そのような事態をで きる限り回避しなければならないためである。

第三に、通常、他の児童生徒には、調査対象者が含まれるところ、調査に協力してくれた者やその保護者に対して調査結果を伝えることが期待されるためである。

本項第2段落第1文が求めるように、調査結果を伝えるのは、報道機関等の

¹⁴⁾ 第6第9項は、「調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく 対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学 校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、 適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。」とする。

第6第11項⑤は、自殺又は自殺未遂以外の重大事態の場合に再発防止策の検討を 求める。

第9第4項は、「学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。」と規定する。

^{15) 「}また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。」

外部に公表する前に行うべきである。えてして、学校の設置者等や調査組織が記者会見等を開いて外部に公表し、それが報道されて、他の児童生徒やその保護者が調査結果がまとめられたことやその概要について知ることが非常に多い。しかし、これでは、他の児童生徒やその保護者が、学校の設置者等や調査組織に対して、「何も聞かされていない」、「どうなっているのか分からない」という不信感を抱くことになってしまい、重大事態への対処にも同種の事態の再発の防止にも支障となりかねない。

他の児童生徒及びその保護者に調査結果を伝える際には、アンケート調査実施前の説明と同様に(第6第1項の解説参照)、情報伝達に差が生じないよう、同じ条件で実施するために児童生徒及び保護者にはそれぞれ同じ機会に伝えなければならない。これにより、調査結果を伝える際の差異から無用の憶測や事実に反する噂が生じる事態を避けることができる。具体的には、調査結果を対面で伝える場合、クラスやクラスの保護者会ごとに行うことは避け、児童生徒には全校集会において、保護者には全校保護者会において行うようにすべきである。できる限り多くの保護者に聴いてもらうために、調査結果を伝える曜日や時間帯を工夫することはもちろん、オンライン会議システムを活用したり、そのやり取りの動画を視聴できるようにしたりすることに努めるべきである。

また、調査結果を伝える際には、調査の実施主体である調査組織と学校の設置者等で役割を分担して行う必要がある。調査組織は、調査結果について伝え、学校の設置者等は、調査結果を踏まえて重大事態への対処及び同種の事態の再発の防止のために具体的にどのような手立てを講じるのか伝えるべきである。

[第9項]

(加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供)

○ 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に 沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄 り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

本項第1文は、第7第5項第2文とほぼ同内容であり、第5第6項⑥の内容 と関連している。

本項第2文は、第9第2項第1文とほぼ同内容である。

◇加害児童生徒等に対する調査結果の説明

本項第1文は、学校の設置者等は、被害児童生徒等に説明した方針に沿って、加害児童生徒等に対していじめの事実関係について説明を行うことを求める。 第7第5項第2文は、「また、加害者側への情報提供に係る方針について、被 害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施す ること。」とし、本項第1文とほぼ同内容を規定している。

加害児童生徒等に対する調査結果の説明については、第7第5項の解説参照。

◇加害児童生徒への指導及び支援

本項第2文は、学校が加害児童生徒等に対して、調査方法等のプロセスを含めて認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させることを求める。

第9第2項第1文は、「調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。」とし、本項第2文とほぼ同内容を規定する。

いじめの事実が確認された場合、基本方針第24(1)i) ⑤ ア)第2段落 $^{16)}$ は、加害児童生徒への指導を行い、いじめの行為を止めるよう求めている。

基本方針別添2「学校における『いじめの防止」『早期発見』『いじめに対す

^{16) 「}調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。」

る措置』のポイント」(3) $\textcircled{4}^{17)}$ は、加害児童生徒への指導又はその保護者への助言について説いている。

いじめを行った加害児童生徒への指導について、加害児童生徒を叱ることや、さらには怒鳴りつけて威圧することであると誤解している教員は少なくない。そのような行為は、指導の計画なしに簡単に行うことができ、しかも、教員にとっては一定の対応を行ったという満足感を安直に持つことができるものであるためか、しばしば用いられてきた。しかし、このような行為は、加害児童生徒に対するパワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントになりかねないだけでなく、加害児童生徒に心を閉ざさせ、その場をやり過ごせばそれで事足りると考えさせることをもたらしがちである。その結果、加害児童生徒は、自己の行為の問題性を理解できず、内省も図れないことになりかねない。そうなれば、加害児童生徒の行動変容は、いじめ行為をやめて対等な人間関係を構

^{17) 「}④いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い,いじめがあったことが確認された場合,学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また,事実関係を聴取したら,迅速に保護者に連絡し,事実に対する保護者の理解や納得を得た上,学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに,保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。」

築する方向ではなく、いじめ行為を教職員や他の児童生徒に露見しないようにより巧妙に行ったり、もしいじめ行為が露見しても反省の気持ちを持っていることを装ってやり過ごしたりして、被害児童生徒を支配する上下関係を維持又は強化したり、新たなターゲットとなる別の児童生徒を見付けて新たないじめを行ったりする方向にもたらされることとなろう。このように、教員が加害児童生徒の気持ちや思いをよく聴き取ることもなく、一方的にその非を鳴らすことは、その狙いとは裏腹にむしろ有害であることが多い。

本項第2文は、「学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を 丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別 に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させ る。」として、上記のような指導を否定している。

また、基本方針別添 2 「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」(3) ④第 3 段落が「教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。」として学校教育法¹⁸⁾11条¹⁹⁾に基づく懲戒を加えることも想定する。そして、同第 4 段落は、「いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。」とし、懲戒を教員の「主観的な感情に任せて一方的に行う」ことを厳に戒めているのは、上記のような懲戒方法が有害であるとの考え方に基づくものであると考えられる。

◇加害児童生徒等の認知の歪みと認知行動療法

そもそも、加害児童生徒等は、認知の歪みにより、「被害児童生徒をいじめ

¹⁸⁾ 昭和22年法律第26号。

^{19) 「}校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

たのは、被害児童生徒に非があったからだ」、「被害児童生徒が登校しないのは、被害児童生徒やその保護者が悪いからだ」等のように責任転嫁をしたり、「被害児童生徒がいじめ被害を訴えているが、もう終わった話であり、いつまでも騒ぐような話ではない」、「被害児童生徒はいじめ被害をもう忘れているだろう」等のように矮小化したりして、いじめ行為により被害児童生徒を支配し、「支配―被支配」の上下関係を構築したことを正当化することが少なくない(「はじめに」第1項の解説参照) 20)。加害児童生徒のみならず、加害児童生徒の保護者がそのような傾向をより強く有しており、学校の設置者等が対応に苦慮することもしばしばあろう。

このように認知の歪みがあり、それがいじめに結び付いている場合、まず行うべきは、認知行動療法(cognitive behavioral treatment) $^{21)}$ である。我が国では、「科学」を標榜する論者にあっても、「指導」を行うという議論に終始しているが $^{22)}$ 、一般に教育現場で想定されている「指導」では、認知の歪みは軽減されない $^{23)}$ 。認知行動療法は、認知の歪みを抱えることが多い犯罪者や非行少年に対する処遇において世界的に広く支持されてきた RNR モデル (risk-need-responsivity model) $^{24)}$ において、一般的に有効であるとされてき

²⁰⁾ こうした認知の歪みは、加害児童生徒等に限らず、学校の設置者等の教職員、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールロイヤーに見受けられることも少なくない。

²¹⁾ その実践についての代表的な書籍として、ベックがある。

²²⁾ 例えば、和久田38-41、197-199頁。

²³⁾ それどころか、平成27年(2015年)に鹿児島県の奄美市立中学校では、教員から 指導を受けた加害生徒が自死するという事案も発生している。当該事案においては、 背景調査の指針に基づく詳細調査として、第三者調査委員会が設置され、平成30年 (2018年)に調査報告書(公表版)が公表されている。平成27年11月奄美市立中学 校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会。調査報告書を分析したものとして、 鬼澤はか11頁以下。

²⁴⁾ Andrews①によって1990年に確立され、Andrews②等によって発展させられたモデルである。リスク原則(risk principle)、ニード原則(need principle)及び応答性原則(resposivity principle)を中核とする。Andrews et al. ①, at 20, 23-44. 応答性原則は、一般応答性(general responsivity)と特別応答性(special responsivity)からなり、認知行動療法が有効であるとされる。Andrews et al. ②, at 738.

た²⁵⁾。認知の歪みを抱えることが多く、加害行為をなした点で犯罪者や非行少年と共通項を有するいじめの加害児童生徒に対しても、一般的に認知行動療法が有効であろう。

認知行動療法は、スクールカウンセラーでは、適切に行うことが難しいことも多いであろうから、スクールソーシャルワーカーが専門機関との連携を調整する等して、加害児童生徒の適切な治療につなげていく必要がある。具体的には、児童相談所のほか、非行少年に対する専門的な処遇の経験を有する法務教官及び法務技官が配属されていることから、少年鑑別所に設置された法務少年支援センター²⁶⁾等の協力を得るべきである²⁷⁾。

25) 近時、その者の持つ強みを活かそうとするストレングスモデル(strength model)と親和的な GL モデル(good lives model)が有力化し、RNR モデルとの対立が激しくなっている。簡潔に紹介したものとして、武内ほか210-211頁。RNR モデルからの反論として、Andrews et al. ②, at 741-751. もっとも、認知行動療法の有効性について否定されているわけではなく、RNRモデルのように処遇を受ける犯罪者や非行少年を処遇の客体と位置付けるか、GL モデルのように処遇における犯罪者や非行少年の主体性を重視するかという点で両者は主に対立している。武内ほか211頁。社会福祉の場面では、ストレングスモデルを採りやすいのに対して、犯罪や非行の場面では、犯罪者や非行少年によって被害が生じていることが多いから、それらの者の問題性を軽減する必要性が大きい。そのため、犯罪者や非行少年の問題性へ

いじめの場面においても、同様に、加害児童生徒によって被害児童生徒に被害が 生じ、加害児童生徒の問題性を軽減する必要性が大きい。それゆえ、GL モデルや ストレングスモデルのように加害児童生徒の強みを活かすことに主眼を置くことは 許されず、加害児童生徒の問題性を軽減する取り組みが優先されなければならない と考えるべきである。

の介入に積極的ではない GL モデルには首肯し難い。

- 26) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号) 131条に基づき設置されているものである。 同条は、「少年鑑別所の長は、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。」と規定する。
- 27) ガイドラインが「加害児童生徒」という表現を用いているにもかかわらず、「加 害児童生徒」をそのように呼ぶことについてすら強く反発する教員や教育委員会の 職員が少なくないことからすれば、加害児童生徒への「指導」に当たって、刑事司 法機関の協力を得ることはそれ以上に反発を受ける可能性が大きい。しかし、教

認知行動療法を通じて、加害児童生徒の認知の歪みが軽減され、「自分が被害児童生徒をいじめたことは、被害児童生徒を傷付けた許されない行為だったのだ」という気付きを得ることが期待される。本項第2文も「いじめの非に気付かせ」ることを求めている。

◇加害児童生徒の生きづらさと支援

加害児童生徒は、ハラスメントの加害者と同様、何らかの問題性、言い換えれば、虐待等を受けた経験や発達等の面に課題を抱えて社会不適応を起こしている等による「生きづらさ」(詳しくは、「はじめに」第1項の解説参照)を抱えており、その「生きづらさ」がいじめ行為の背景や原因となっているのが通例である。本項第2文も、「加害児童生徒が抱えている問題」に着目している。また、加害児童生徒の認知の歪みが「生きづらさ」からもたらされていることも少なくない。

加害児童生徒が「生きづらさ」を抱えている場合、医療、心理又は社会福祉 の専門職による支援やケアを提供することが求められる。それゆえ、学校のみ で対応しようとすることは支援やケアの在り方として(通常、極めて)不十分 であり、適切ではない。

このような場合、学校の設置者が中心となって、加害児童生徒を専門機関へつなげていくことが必要である。その際には、スクールカウンセラーやスクールロイヤーの助力を得ながら、多機関連携の専門職であるスクールソーシャルワーカーが中心となって、加害児童生徒の保護者に協力を依頼することが必要である。その上で、加害児童生徒が抱える「生きづらさ」にあわせて、児童相

[↑]育現場は、何ら理論的に根拠のない安っぽい人間理解に基づいて、茶番劇としか言いようがない「謝罪の会」や一方的な叱責をはじめとする効果に乏しかったり、逆に有害であったりする「指導」に満足して、これらを長年にわたって繰り返し、有効な「指導」の方法を確立することができなかった。このような状況にあっては、犯罪者や非行少年に対する処遇の経験を有しており、エヴィデンスに基づいた(evidence-based)方法である認知行動療法を行うことができる刑事司法機関に協力を仰ぐほかないだろう。

関法 第72巻 第3号

談所のほか、保健所 (地域保健法²⁸⁾ 5 条以下²⁹⁾)・市町村保健センター (同法 18条以下³⁰⁾)、発達障害者支援センター (発達障害者支援法³¹⁾14条以下³²⁾)、児

- 28) 昭和22年法律第101号。
- 29) 地域保健法6条は、以下のように定める。

「保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業 を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項
- 30) 地域保健法18条2項は、以下のように定める。

「市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他 地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。|

- 31) 平成16年法律第167号。
- 32) 発達障害者支援法14条1項は、以下のように定める。

「都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人 であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下 「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその 家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若し くは助言を行うこと。
- 二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体 並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を行う こと。
- 四 発達障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

童家庭支援センター (児童福祉法³³⁾44条の2³⁴⁾)、法務少年支援センター、福祉事務所(社会福祉法³⁵⁾14条以下³⁶⁾) 又は地方公共団体の社会福祉担当部署等の専門機関との連携を図っていかなければならない。

◇加害児童生徒等による被害児童生徒等への謝罪等

本項第2文は、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪ではなく、謝罪の気持ちの醸成を求めている。これは、たとえ加害児童生徒等が被害児童生徒等に対して真摯に謝罪したいと考え、謝罪の場を設けたいと打診したとしても、それを受け入れるか否かは、被害児童生徒の判断であって、加害児童生徒等が希望すれば必ずしも謝罪をなしうるわけではないから、謝罪の受け入れを被害児童生徒に迫らないようにするためである。

加害児童生徒等による被害児童生徒等への謝罪の場が設けられた場合、単に「ごめんね」や「申し訳ございませんでした」等と発語すればよいというわけではない(学校の設置者等による謝罪について、第5第2項の解説参照)。

重大事態に限らず、いじめの発生に対して、学校がいわゆる「謝罪の会」を

- ▶ 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務」
- 33) 昭和22年法律第164号。
- 34) 児童福祉法44条の2第1項は、以下のように定める。

「児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

- 35) 昭和26年法律第45号。
- 36) 社会福祉法14条5項、6項は、以下のように定める。
 - 「5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び 母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都 道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。
 - 6 市町村の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの(政令で定めるものを除く。)をつかさどるところとする。」

開催して幕引きを図ろうとすることがしばしば見受けられる³⁷⁾。しかし、その内実は、被害児童生徒と加害児童生徒が発生した様々な事実について共通の認識を持つ機会を提供することなく、単に、加害児童生徒が謝罪の言葉を述べたり、被害児童生徒と加害児童生徒が手をつないで「これからは仲良くします!」等と声を揃えることが強く促されたりするに留まるものである。こうした「謝罪の会」が具体的に発生している問題の解決に何ら役立たない茶番劇にすぎないことは小学校低学年の児童にさえ理解されうるところであり、極めて空虚であるばかりか、被害児童生徒の安全安心な学校生活に役立たない。むしろ、学校の教員が「いじめの問題は終わったことにするので、教員はこれ以上関与しない」と考えていることを示すことにより、被害児童生徒には「先生たちは自分を守ってくれない」等と絶望させ、加害児童生徒には「先生たちょろい。先生たちは介入しないから、これからもいじめを続けてもかまわない」等と認識させることになるから、いじめに対する措置や重大事態への対処として有害というほかない。

加害児童生徒等が謝罪する際は、何に対して謝っているのか、すなわち謝罪する対象となる行為や結果等を明確にする必要がある。そのためには、まず、加害児童生徒等が加害児童生徒が惹起した行為や結果等を理解し、認めることが必要となる。本項第2文が「調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え」るよう求めているのは、そのことが加害児童生徒にとって自身が惹起した行為や結果等を適切に認識するために必要不可欠であるためである。

謝罪の場では、被害児童生徒等から加害児童生徒等に対して、① なぜ加害児童生徒がいじめを始めたのか、② いじめ行為の際に加害児童生徒が何を考えていたのか、③ 現段階で加害児童生徒等がいじめやその結果に対してどのように考えたり感じたりしているのか、④ 加害児童生徒等が再発防止のためにどのように行動し始めていたり今後行動したりするつもりであるのか、例えば、どのような支援やケアを受けたり、受けるつもりがあったりするのか等の質問がなされることがある。これらの質問は、被害児童生徒等の「知りたいと

³⁷⁾ 阿部①32-36頁。

いう切実な思い」(第1第1項)からなされるものである。被害児童生徒等にとって、なぜいじめ被害に遭ったのか、何が起こっていたのか等を知ることは、被害児童生徒等の回復に役立つから、加害児童生徒等は真摯に回答すべきである。このやり取りにより、加害児童生徒等は、自らが考えていたよりも、被害児童生徒等が受けた苦しみ、つらさ及び不条理さ等がより大きなものであることに気付かされることもあるところ、そのことは加害児童生徒が思考や行動を変容させる契機となりうる。

このように、謝罪は、加害児童生徒等が反省や謝罪の言葉や意思を被害児童生徒等に対して一方的に伝える場ではなく、被害児童生徒等と加害児童生徒等がやり取りする中で、その双方が加害児童生徒により惹起された行為や結果等についての認識を深める機会でなければならない。これにより、被害児童生徒が安全安心に学校生活を送るための方策を加害児童生徒等の協力を得ながら講じることができるようになる。それゆえ、加害児童生徒等が被害児童生徒等からの質問へ回答することと謝罪することは一体であると考えるべきである。

また、被害児童生徒等の意向を踏まえて、被害児童生徒等と加害児童生徒等は被害児童生徒が安全安心に学校生活を送るための方策についても協議すべきである。例えば、被害児童生徒等と加害児童生徒等が接触せずに済むような具体的な方策(第5第12項の解説参照)について協議し、合意の下で実施すべきである。接触回避のための方策は、学校内のみならず、学校外の地域におけるものも含めておく必要がある。学校外の地域におけるものとしては、加害児童生徒等が被害児童生徒等の住居の近隣に近付かないことや、公園や商業施設等において被害児童生徒等と同じ空間にいることに気付いた場合に加害児童生徒等がすぐにその場を立ち去る等の取り決め等が考えられる。

謝罪の場には、被害児童生徒等と加害児童生徒等だけでなく、学校の設置者等や専門機関も同席すべきである。これは、①学校の設置者等にとっては、法28条1項が目指す重大事態への対処のために、被害児童生徒等と加害児童生徒等の状況を把握する必要があるためである。また、被害児童生徒が安全安心に学校生活を送るための方策を講じる際には、学校の設置者等が学校内におい

て被害児童生徒及び加害児童生徒を見守る等の調整をする必要があるから、学校の設置者等も交えて協議を行うことでその実効性を担保することができるためである。②専門機関にとっても、被害児童生徒等と加害児童生徒等の状況や上記の方策を把握することにより、適切な支援やケアを提供することができるためである。また、上記の方策を協議する際に、例えば、加害児童生徒の特性を踏まえた適切な方策を助言することが期待されるためである。

謝罪の場を設けるに当たっては、学校の設置者等と専門機関が協力してコーディネーターの役割を担う必要がある。学校の設置者等と専門機関は、予め被害児童生徒等と加害児童生徒等のそれぞれと面談して、謝罪の場を設ける趣旨や当日の進め方について説明し、双方の要望を聴いて調整する必要がある。

これは、加害児童生徒等が事実と向き合わず、真摯な反省ができないまま、 謝罪の場の趣旨を理解することなく、形ばかりの謝罪を行うことにより、被害 児童生徒等がかえって傷付いてしまうことや、安全安心な学校生活を送ること への懸念をむしろ高めてしまうこと等のリスクを避けるためである。

確かに、こうした調整をしなくとも、謝罪の場において、被害児童生徒等とやり取りすることによって、加害児童生徒等が被害児童生徒等が受けた苦しみ等をより深く理解することで、事実と向き合い、真摯な反省をするに至り、心のこもった謝罪を行うことができるようになるかもしれない。しかし、このような理想的な展開を期待して、「出たとこ勝負」で謝罪の場を設定することには、上記のリスクが付き纏うため、適切とは思われない。やはり、謝罪の場を学校の設置者等と専門機関が適切にコーディネートする必要がある。

謝罪の時期は、本来、調査結果のとりまとめからできる限り早くなされることが望ましい。それゆえ、謝罪の場を設定する場合、学校の設置者等と専門機関は、できる限り速やかに上記の調整を行わなければならない。

加害児童生徒等が事実と向き合えておらず、真摯な反省に至っていないため に適切な謝罪がなされなかった場合、時間をおいて、すなわち、認知行動療法 により加害児童生徒の認知の歪みが軽減したり、加害児童生徒の「生きづら さ」に対する支援やケアが十分に提供されたりしてから、謝罪の場を再度設け 文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説 (9) ることも検討されるべきである。

〔第10項〕

○ 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び 学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童 生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

本項は、第6第1項、第7第8項の内容と関連している。

◇他の児童生徒及び保護者への説明

本項は、重大事態の調査結果を報道機関等の外部に公表しない場合であって も、学校の設置者等が再発防止に向けて他の児童生徒又は保護者に対して説明 を行うことを検討することを求める。

自殺事案についての基本方針第2 4(1)i)⑤イ)(自殺の背景調査における留意事項)第2段落第2項³⁸⁾も、他の児童生徒及びその保護者に対するできる限りの配慮及び説明も求めている。

第7第8項第2段落が調査結果を報道機関等の外部(第7第8項の解説参照)に公表する場合について規定しているのに対して、本項は、調査結果を報道機関等の外部に公表しない場合について規定している。

本項が想定するのは、被害児童生徒等が報道機関等の外部に調査結果を公表することに反対する一方で、他の児童生徒及びその保護者に対して調査結果を伝えることを望んだり、伝えることに反対しなかったりする場合である。例えば、被害児童生徒等が重大事態の発生や調査結果について報道されることは望まない一方で、事情をよく知らない他の児童生徒や保護者から誹謗中傷や事実に反する憶測を流布されるなどして被害児童生徒の学校若しくは学級に復帰すること又は安全安心な学校生活を妨げられることのないように、他の児童生徒及びその保護者にどのようなことが発生していたのか知っておいて欲しいと望む例が考えられる。

^{38) 「○} 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。』

関法 第72巻 第3号

また、第7第8項第2段落第2文が「学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策(対応の方向性を含む)とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。」とする趣旨(第7第8項の解説参照)は、この場合にも妥当する。

第7第8項第1段落が「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。」としていることから、被害児童生徒等が調査結果を他の児童生徒及び保護者に伝えることに反対せず、調査結果が伝えられることとなった場合、学校の設置者等は、この場合にも、被害児童生徒等に対して、公表する方法、内容、配布資料等について説明や確認をするだけでなく、協議をして、了承を得る必要がある(調査結果の伝え方とあわせて、第7第8項の解説参照)。

【引用文献(本号で引用したもの)】

(あ行)

阿部泰尚①『保護者のためのいじめ解決の教科書』(集英社、2019)

鬼澤秀昌ほか『教員×弁護士 対話で解決 いじめから子どもを守る』(エイデル研究 所、2021)

(か行)

勝井映子ほか・小野田正利司会進行「座談会 いじめ重大事態の第三者委員会の姿を問う」季刊教育法197号 (2018) 6頁以下

(た行)

高橋滋ほか編著『条解行政情報関連三法――公文書管理法・行政機関情報公開法・行政 機関個人情報保護法』(弘文堂、2011)

武内謙治ほか『刑事政策学』(日本評論社、2019)

(は行)

平成27年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会「調査報告書(公表版)」(2018) <https://www.city.amami.lg.jp/somu/daisansyaiinkai.html>ジュディス・S・ベック著・伊藤絵美ほか訳『認知行動療法実践ガイド:基礎から応用まで 第2版――ジュディス・ベックの認知行動療法テキスト――』(星和書店、2015)

(わ行)

和久田学『学校を変えるいじめの科学』(日本評論社、2019)

(アルファベット)

- Andrews, D. A. et al. ①, Classification for Effective Rehabilitation: Rediscovering Psychology, 17 (1) Criminal Justice and Behavior 19-52 (1990)
- Andrews, D. A. et al. ②, The Risk-need-responsivity (RNR) Model: Does Adding the Good Lives Model Contribute to Effective Crime Prevention?, 38 (7) Criminal Justice and Behavior 735-755 (2011)
 - * 本研究は、2020年度関西大学研修員研修費及び同年度学術研究員研究費によって 行いました。